

令和元年9月三種町議会定例会会議録

令和元年9月13日三種町議会を三種町議会議場に招集した。

一、出席した議員は、次のとおりである。

1番	三浦敦	2番	平賀真
3番	伊藤千作	4番	
5番	児玉信長	6番	清水欣也
7番	加藤彦次郎	8番	後藤栄美子
9番	成田光一	10番	大澤和雄
11番	高橋満	12番	工藤秀明
13番	堺谷直樹	14番	安藤賢藏
15番	小澤高道	16番	金子芳継

一、欠席した議員は、次のとおりである。

なし

一、遅参した議員は、次のとおりである。

なし

一、早退した議員は、次のとおりである。

なし

一、地方自治法第121条の規定により、説明員として出席を求めた者並びに委任を受け出席した者は、次のとおりである。

町	長	田川政幸	副町長	檜森定勝
総務課長	石井靖紀	企画政策課長	金子孝	
税務課長	金子英人	町民生活課長	高橋泉	
福祉課長	加賀谷司	健康推進課長	佐々木恭一	
農林課長	寺沢梶人	商工観光交流課長	桜庭勇樹	
建設課長	進藤敦	上下水道課長	近藤光明	
琴丘総合支所長	工藤一嗣	山本総合支所長	工藤伸也	
会計課長	平澤仁美	教育長	鎌田義人	
教育次長	畠山広栄	農業委員会事務局長	佐藤慶一	
代表監査委員	田中金光			

一、本会議の書記及び職務のため出席した職員は、次のとおりである。

議会事務局長	後藤誠	議会事務局主査	池内和人
議会事務局主事	近藤亜美		

一、本日の会議に付した事件

- 第 1 事件訂正の件
- 第 2 議案第 67号 三種町印鑑条例の一部改正について
- 第 3 議案第 68号 三種町農村地域工業等導入審議会条例及び三種町工業化促進条例の一部改正について
- 第 4 議案第 69号 三種町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について
- 第 5 議案第 70号 三種町立保育園設置条例の一部改正について
- 第 6 議案第 71号 三種町八竜健康保養施設の設置及び管理運営に関する条例及び三種町山本健康保養センターの設置及び管理運営に関する条例の一部改正について
- 第 7 議案第 72号 三種町水道事業給水条例の一部改正について
- 第 8 議案第 73号 三種町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 第 9 議案第 74号 三種町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部改正について
- 第 10 議案第 75号 三種町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 第 11 議案第 76号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理について
- 第 12 議案第 77号 能代山本広域市町村圏組合規約の一部変更について
- 第 13 決算特別委員会の審査報告
- 第 14 認定第 1号 平成30年度三種町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第 15 認定第 2号 平成30年度三種町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 16 認定第 3号 平成30年度三種町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 17 認定第 4号 平成30年度三種町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 18 認定第 5号 平成30年度三種町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 19 認定第 6号 平成30年度三種町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 20 認定第 7号 平成30年度三種町介護サービス事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 21 認定第 8号 平成30年度三種町衛生処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 22 認定第 9号 平成30年度三種町温泉事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 23 認定第 10号 平成30年度三種町水道事業会計決算の認定について

第24 陳情第 6号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書の提出について  
追加日程第1 委員会の審査に期限をつける動議  
第25 閉会中の継続調査・審査の件

議長 金子芳継は、令和元年9月13日、出席議員が定足数に達したので、本会議を開会する旨宣告した。（午前10時00分 開会）

議長（金子芳継）

おはようございます。

ただいまの出席議員数は15名であり、定足数に達しております。

本日の会議を開きます。

議案審議に入る前に、議会運営委員会が開かれましたので、委員長より報告を求めます。議会運営委員長。

議会運営（後藤栄美子）

委員長 おはようございます。

本日、議会運営委員会を開催し、議事日程について協議いたしましたので、その結果についてご報告いたします。

皆様のお手元に配付しております議事日程第4号のとおり、既に上程、付託されております議案及び陳情の審議のほか、事件訂正の件を追加上程することといたしましたので、議員各位の慎重かつ円滑なご審議をお願い申し上げます。報告といたします。

議長（金子芳継）

議会運営委員長の報告を終わります。

日程第1. 「事件訂正の件」を議題といたします。

会計管理者から訂正理由の説明を求めます。会計管理者。

会計管理（平澤仁美）

者 おはようございます。

事件の訂正についてご説明いたします。

お手元に配付の資料をごらんください。

事件の訂正請求書。

件名、認定第1号「平成30年度三種町一般会計歳入歳出決算の認定について」。

9月2日に提出した上記事件を訂正したいため、三種町議会会議規則第19条の規定により請求するものでございます。

理由、三種町一般会計歳入歳出決算事項別明細書に二重記載があったため、添付の資料のとおり見え消し線による鼠衛生害虫防除業務及び施設管理業務2件について削除する訂正の許可を求めるものでございます。

なお、支出済額、決算数値に影響しないことを申し添え、説明を終わります。お取り計らい方よろしくお願い申し上げます。

議長（金子芳継）

お諮りいたします。

ただいま議題となっております事件訂正の件は、許可することにご異議ございませんか。

( 異議なしの声あり )

議 長 ( 金子芳継 )

ご異議ないものと認めます。よって、事件訂正の件は、許可することに決定いたしました。

日程第2. 議案第67号「三種町印鑑条例の一部改正について」を議題といたします。

本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。5番、児玉議員。

5番 ( 児玉信長 )

本町が改める、本町が備えるということではわかるんですけども、ちょっと附則のほうなんですけれども、普通は公布の日から施行するという形になるわけなんですけれども、どうしてこの条例は平成元年11月5日から施行するということなんでしょうか。

議 長 ( 金子芳継 )

町民生活課長。

町民生活 ( 高橋 泉 )

課長 お答えいたします。

この件につきましては、少々時間をもらいたと思います。

住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令、これが多分元年の11月5日だと思っております。

これについては、今答弁いたしましたが、確認したいと思います。よろしくをお願いします。

議 長 ( 金子芳継 )

ほかにありませんか。

( なしの声あり )

若干休憩します。

午前10時05分 休 憩

-----  
午前10時07分 再 開

議 長 ( 金子芳継 )

再開いたします。

ただいま保留された答弁について、町民生活課長より答弁求めます。町民生活課長。

町民生活 ( 高橋 泉 )

課長 先ほど申し上げましたとおり、住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令が令和元年11月5日から施行になっております。

以上であります。

議 長 ( 金子芳継 )

5番、いいですか。(「はい、わかりました」の声あり)

ほかにありませんか。

( なしの声あり )

議 長 ( 金子芳継 )

質疑ないものと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

( なしの声あり )

議 長 ( 金子芳継 )

討論ないものと認め、討論を終わります。

議案第67号「三種町印鑑条例の一部改正について」を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

( 異議なしの声あり )

議 長 ( 金子芳継 )

ご異議ないものと認めます。よって、議案第67号は原案のとおり可決されました。

日程第3. 議案第68号「三種町農村地域工業等導入審議会条例及び三種町工業化促進条例の一部改正について」を議題といたします。

本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。5番、児玉議員。

5番 ( 児玉信長 )

どういうわけで今回のこれを改正に至ったのかをお願いしたいと思えます。

議 長 ( 金子芳継 )

商工観光交流課長。

商工観光 ( 桜庭勇樹 )

交流課長 お答えいたします。

農村地域工業等導入促進法の一部を改正する法律が施行されたことに伴いまして、この法律の名称と申しますか、それが改正されたことに伴いまして、その法律を引用している条例も変更する必要がありましたので改正するものでございます。

議 長 ( 金子芳継 )

5番。

5番 ( 児玉信長 )

わかりましたけれども、私、今回、旧山本で大規模な牛舎の施設等の導入等があるわけなんですけれども、それにかかわったこの作業というようなことでもございましたので、それも建設費等含めてこれが該当になっていくのかという、自分ながらそう思ったんですけれども、そういうのに対してのこの導入というのは、適用にはならないんでしょうか。

議 長 ( 金子芳継 )

商工観光交流課長。

商工観光 ( 桜庭勇樹 )

交流課長 お答えいたします。

この法律は町の工業団地に誘致する企業等の優遇条例でございますので、そういうものは該当にならないのかなと考えております。

議 長 ( 金子芳継 )

5番。

5番 ( 児玉信長 )

町での工業団地等ということは、三種町にはそういう該当するものがないと思うんですけども、今回のこの最後、要するに畜産関係においても導入、かなりの大規模な建設費なんですけれども、そういったものに対しても固定資産税の免税だのっていう、そういうようなことではなかろうかと私は自分ながら思ったんですけども、そういうのは該当にならないんですか。

議 長 ( 金子芳継 )

商工観光交流課長。

商工観光 ( 桜庭勇樹 )

交流課長 お答えいたします。

三種町にある工業団地でございますけれども、旧山本では豊岡金田のユーキテクノとかあるあそこら辺とか、それから琴丘でいけば新屋敷、今は三共運輸の倉庫とか、もともとのフタバヤラケットのところとか、旧八竜でいきますと八幡台という地区が工業団地になっておりますので、そこら辺が該当するのかと考えております。

議 長 ( 金子芳継 )

5番。

5番 ( 児玉信長 )

旧地区の工業団地ということでわかりましたけれども、現実に琴丘はもう別のような状況で、他業者がもう買って倉庫業を営んでいるわけなんですけれども、旧山本も1社だけだと思っておりますけれども、だから旧八竜はそういったものの工業団地というは何社かあるわけなんですか。

議 長 ( 金子芳継 )

商工観光交流課長。

商工観光 ( 桜庭勇樹 )

交流課長 お答えします。

旧八竜につきましても、団地については全て分譲済みでございます。

いずれ、これから新たな工業団地をつくるとかそういうことになりますと、こういう条例が適用になるのかなと考えております。(「はい、わかりました」の声あり)

議 長 ( 金子芳継 )

ほかにありませんか。

( なしの声あり )

議 長 ( 金子芳継 )

質疑ないものと認め、質疑を終わります。  
これより討論を行います。討論ありませんか。  
( なしの声あり )

議 長 ( 金子芳継 )

討論ないものと認め、討論を終わります。  
議案第68号「三種町農村地域工業等導入審議会条例及び三種町工業化促進条例の一部改正について」を採決いたします。  
本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。  
( 異議なしの声あり )

議 長 ( 金子芳継 )

ご異議ないものと認めます。よって、議案第68号は原案のとおり可決されました。  
日程第4. 議案第69号「三種町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について」を議題といたします。  
本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。  
( なしの声あり )

議 長 ( 金子芳継 )

質疑ないものと認め、質疑を終わります。  
これより討論を行います。討論ありませんか。  
( なしの声あり )

議 長 ( 金子芳継 )

討論ないものと認め、討論を終わります。  
議案第69号「三種町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について」を採決いたします。  
本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。  
( 異議なしの声あり )

議 長 ( 金子芳継 )

ご異議ないものと認めます。よって、議案第69号は原案のとおり可決されました。  
日程第5. 議案第70号「三種町立保育園設置条例の一部改正について」を議題といたします。  
本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。2番。

2番 ( 平賀 真 )

これまでこの経緯はるるご説明いただきましたので、廃止やむなしというのはわかるんですけども、そのとき質問すればよかったです。今改めて見ますと、下岩川保育園という名称が削除されます。そして、森岳保育園に統合という形になりますが、将来的には金岡も統合するというので伺っていますけれども、名称が、下岩川という名称を削除してそのまま森岳というのは、下岩川地区の方に大変、配慮に欠けるといいまじょうか、合併、統

合ですから、もしあれであればもう山本、琴丘保育園と同じように山本保育園とかそういう名称にすると、下岩川地区の方々も新しい保育園という形に考えると思うんですが、この点の検討はなされたのか担当にお伺いいたします。

議 長 ( 金子芳継 )  
福祉課長。

福祉課長 ( 加賀谷司 )

基幹保育園であります森岳保育園に下岩川を統合することについて、名称等については考えましたが、結論に至ったのは、金岡が森岳保育園に来たときで山本保育園、仮称ですけれども、それに変更しようという考え方でございます。

議 長 ( 金子芳継 )  
2番。

2番 ( 平賀 真 )

もちろんそれはわかりますけれども、今言ったように、段階であっても、もう方向性としては旧山本町には保育園を1というふうになっていますので、今言ったように心情に配慮してそういったことも、年度末ですので、次の12月等にまた名称の改正はできますので、もしできるのであれば新年度スタートを山本保育園、下岩川地区に配慮をして、そういった心情、地域の心情も配慮して再度検討いただくことを要望したいと思います。

以上です。

議 長 ( 金子芳継 )  
ほかにありませんか。  
( なしの声あり )

議 長 ( 金子芳継 )  
質疑ないものと認め、質疑を終わります。  
これより討論を行います。討論ありませんか。  
( なしの声あり )

議 長 ( 金子芳継 )  
討論ないものと認め、討論を終わります。  
議案第70号「三種町立保育園設置条例の一部改正について」を採決いたします。  
本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。  
( 異議なしの声あり )

議 長 ( 金子芳継 )  
ご異議ないものと認めます。よって、議案第70号は原案のとおり可決されました。  
日程第6. 議案第71号「三種町八竜健康保養施設の設置及び管理運営に関する条例及び三種町山本健康保養センターの設置及び管理運営に関する条例の一部改正について」を議題といたします。



本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。15番、小澤議員。

15番 ( 小澤高道 )

この改正で回数券が11回から12回になるというのはわかるんですが、常に利用している三種町の方、あと高齢者の方でこの温泉を常に使っている方の優遇とか、それから前にも話したんですが定期券とか、そこら辺も考えてもらいたいということで話をしたんですが、そこら辺についてどういうことになったのか、ちょっと確認したいと思います。

議長 ( 金子芳継 )

町長。

町長 ( 田川政幸 )

お答えをいたします。

定期券というかパスポート、そういうところを検討したいという旨を前にご報告させていただいております。

それで、先日ゆうぱる、ゆめろんとも協議をいたしておりまして、導入に向けて今前向きに検討をしております。いろいろな設備の導入だとかそういうのも必要になってきますので10月1日はなかなか難しいんですが、そういうところに方向は決めましたので、あとはその導入時期については、そういう準備がもろもろそろった時点でまた皆様にご報告、お知らせしたいと思っております。

議長 ( 金子芳継 )

ほかにありませんか。

( なしの声あり )

議長 ( 金子芳継 )

質疑ないものと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

( なしの声あり )

議長 ( 金子芳継 )

討論ないものと認め、討論を終わります。

議案第71号「三種町八竜健康保養施設の設置及び管理運営に関する条例及び三種町山本健康保養センターの設置及び管理運営に関する条例の一部改正について」を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

( 異議なしの声あり )

議長 ( 金子芳継 )

ご異議ないものと認めます。よって、議案第71号は原案のとおり可決されました。

日程第7. 議案第72号「三種町水道事業給水条例の一部改正について」を議題といたします。

本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

( なしの声あり )

- 議 長（金子芳継）  
質疑ないものと認め、質疑を終わります。  
これより討論を行います。討論ありませんか。  
（なしの声あり）
- 議 長（金子芳継）  
討論ないものと認め、討論を終わります。  
議案第72号「三種町水道事業給水条例の一部改正について」を採決いたします。  
本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。  
（異議なしの声あり）
- 議 長（金子芳継）  
ご異議ないものと認めます。よって、議案第72号は原案のとおり可決されました。  
日程第8. 議案第73号「三種町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について」を議題といたします。  
本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。  
（なしの声あり）
- 議 長（金子芳継）  
質疑ないものと認め、質疑を終わります。  
これより討論を行います。討論ありませんか。  
（なしの声あり）
- 議 長（金子芳継）  
討論ないものと認め、討論を終わります。  
議案第73号「三種町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について」を採決いたします。  
本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。  
（異議なしの声あり）
- 議 長（金子芳継）  
ご異議ないものと認めます。よって、議案第73号は原案のとおり可決されました。  
日程第9. 議案第74号「三種町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部改正について」を議題といたします。  
本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。  
（なしの声あり）
- 議 長（金子芳継）  
質疑ないものと認め、質疑を終わります。  
これより討論を行います。討論ありませんか。  
（なしの声あり）
- 議 長（金子芳継）

討論ないものと認め、討論を終わります。

議案第74号「三種町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部改正について」を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

( 異議なしの声あり )

議 長 ( 金子芳継 )

ご異議ないものと認めます。よって、議案第74号は原案のとおり可決されました。

日程第10. 議案第75号「三種町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」を議題といたします。

本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

( なしの声あり )

議 長 ( 金子芳継 )

質疑ないものと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

( なしの声あり )

議 長 ( 金子芳継 )

討論ないものと認め、討論を終わります。

議案第75号「三種町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

( 異議なしの声あり )

議 長 ( 金子芳継 )

ご異議ないものと認めます。よって、議案第75号は原案のとおり可決されました。

日程第11. 議案第76号「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理について」を議題といたします。

本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

( なしの声あり )

議 長 ( 金子芳継 )

質疑ないものと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

( なしの声あり )

議 長 ( 金子芳継 )

討論ないものと認め、討論を終わります。

議案第76号「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理について」を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

( 異議なしの声あり )

議長 ( 金子芳継 )

ご異議ないものと認めます。よって、議案第76号は原案のとおり可決されました。

日程第12. 議案第77号「能代山本広域市町村圏組合規約の一部変更について」を議題といたします。

本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。5番、児玉議員。

5番 ( 児玉信長 )

新聞等を見ますと、藤里のほうでは既に議決されておったんですけども、これ広域議会でもう既にこれが議決されたと思うんです。それで各市町村に、各町村に議決を求めるという形になっているんですけども、これは能代、三種、八峰、そして今度藤里が入ると、言うなるとあれですか、河戸川のところにある、し尿処理センターあるんですけども、あそこはこの藤里町が入って、容量等はどういうふうになるんですか。十二分に余裕があるのか、またはどうなのかということをお聞きしたいと思います。

議長 ( 金子芳継 )

町民生活課長。

町民生活課長 ( 高橋 泉 )

お答えいたします。

容量等について、数字等は町のほうでは把握しておりませんが、広域のほうで大丈夫だということを進めていると思います。

以上です。

議長 ( 金子芳継 )

5番。

5番 ( 児玉信長 )

年に2回ぐらいですか、能代山本広域広報というのが各家庭に配布されるわけなんですけれども、それをひも綴じてちょっと見ましたら、29年度も30年度も三万数トンぐらいの容量で変わらないんです。だから、容量が今まで能代市と八峰と三種町で三万数トンの容量になっているんですけども、これが、藤里が今度加入されて果たしてどうなるのかというのが一つ疑問を得たわけなんです。

だから、当然その広域でそれだけの、藤里が加入しても大丈夫だろうという容量だと思うんですけども、その容量が果たしてどのぐらいの容量かということをお聞きしたいです。

それから、三種町で、毎年当初予算でこのし尿処理の負担金が7,248万円を広域に拠出しているんですけども、今度藤里が加入することにおいて、この負担金が下がるのかどうなのか。そういったのも、今度4つの市町村になりますので、そういった負担金はどういうふうになっていくのかということも、これ話されているのかどうなのか。

それと、極端な話なんですけれども、もしここでこれが否決された場合

に、もし否決された場合には、やはり広域が優先になっていくのかどうか。三種町で否決したと。うまくないというふうなことになった場合に、やはり広域のほうが最優先されて、それは幾ら町が否決してもやはり広域優先だというふうなことで、それが先行されていくのかどうか。そのことについてもよかったですらご答弁願いたいと思います。

議 長 ( 金子芳継 )

町民生活課長。

町民生活 ( 高橋 泉 )

課長 お答えいたします。

今の3点のご質問あったと思います。

最初の容量等については、数字確認したいと思います。

それから、負担金の関係なんです、その辺町のほうにも実際降りてきておりません。ただ、考えられるのは、額については藤里の分がただ藤里に行くと思われまますので、額が上がるということはないと思っております。

それから、町とそれから広域の議会の件については、ちょっと私の口からは何とも言えないんですが、その件についても確認したいと思います。

議 長 ( 金子芳継 )

若干休憩いたします。

午前10時31分 休 憩

-----  
午前10時41分 再 開

議 長 ( 金子芳継 )

再開いたします。

先ほど5番児玉議員からの質問に対する答弁が保留されております。町民生活課長より答弁を求めます。町民生活課長。

町民生活 ( 高橋 泉 )

課長 5番議員にお答えいたします。

先ほどの容量の関係なんです、数字については今こちらのほうで広域のほうに確認しておりますので、後でお知らせしたいと思います。

ただ、その容量の関係で、広域のほうでは藤里の量が入っても稼働はできるということで許可をしております。それから、負担金についても上がらないというような答弁をもらっております。

3番目の規約の関係なんです、あくまでも市町村の議決を得て、その議決を、各市町の議決書を添付して、県への申請になって許可を受けますので、あくまでも町の議会の議決書を添付して知事の許可を受けるという順番になります。

以上です。

議 長 ( 金子芳継 )

5番。

5番 ( 児玉信長 )

三種町で議決して、そしてそれを長が認めて広域というふうな形だということはわかりましたし、当然藤里が入ることにおいて容量は十二分だろうということはわかるわけなんですけれども、ただ根本としてどのぐらいの容量であったのかということもお聞きしたかったわけでございます。

それから、負担金は各市町の持ち出しだということはわかるんですけども、ただ藤里は新たな負担金は計上されますけれども、当然今度3つの市町であったのが今度4市町になるわけですので、そうなると負担金の軽減はあるのではなかろうかと、こういうふうにして私は思ったわけでございます。変わらないということではなくて、軽減がなされるのではなかろうかというふうに思っているんですけども、その点はまた改めて広域のほうにお聞きするようなことで、詳細な答弁は後でお願いしたいんですけども、いかがでしょうか。

議長 ( 金子芳継 )

町民生活課長。

町民生活 ( 高橋 泉 )

課長 お答えいたします。

いずれし尿、それから汚泥等については、処理してもらう量で負担金だと思っておりますので、あくまでも今まで3町で支払いしていた負担金と、それから今回藤里が入って、自分たちで使った分については藤里に行くと思いますので、額については変わらないと思います。

ただ、軽減ということはないのかとは思っているんですが。

以上です。

議長 ( 金子芳継 )

5番。

5番 ( 児玉信長 )

だから、そこをちゃんと明確に、容量とそれからそのことと、明確に後で調査をして私のほうにご報告願えればと思いますけれども、いかがでしょうか。

議長 ( 金子芳継 )

町民生活課長。

町民生活 ( 高橋 泉 )

課長 お答えいたします。

そうすれば、この場でなくて後でよろしいでしょうか。(「いいです」の声あり)わかりました。

議長 ( 金子芳継 )

ほかにありませんか。

( なしの声あり )

議長 ( 金子芳継 )

質疑ないものと認め、質疑を終わります。  
これより討論を行います。討論ありませんか。  
( なしの声あり )

**議長** ( **金子芳継** )

討論ないものと認め、討論を終わります。  
議案第77号「能代山本広域市町村圏組合規約の一部変更について」を採決いたします。  
本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。  
( 異議なしの声あり )

**議長** ( **金子芳継** )

ご異議ないものと認めます。よって、議案第77号は原案のとおり可決されました。

日程第13. 決算特別委員会より審査報告を求めます。決算特別委員長。

**決算特別** ( **工藤秀明** )

**委員長** 決算特別委員会に付託されました平成30年度決算につきましては、9月9日及び10日に審査を行いましたので、その結果をご報告いたします。

認定第1号「平成30年度三種町一般会計歳入歳出決算の認定について」から認定第10号「平成30年度三種町水道事業会計決算の認定について」の10件につきましては、「認定すべきもの」と決定いたしました。

ただし、認定第1号「平成30年度三種町一般会計歳入歳出決算の認定について」及び認定第2号「平成30年度三種町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について」の2件につきましては、採決の結果、賛成多数でありました。

以上で、委員会審査報告を終わります。

**議長** ( **金子芳継** )

以上で決算特別委員長の報告を終わります。

日程第14. 認定第1号「平成30年度三種町一般会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。3番、伊藤議員。

**3番** ( **伊藤千作** )

平成30年度一般会計決算について、主要事業には高校生までの医療費無料化や就学援助費の拡充、住宅リフォーム事業等、評価できるものがたくさんあり、そのことは大いに評価しております。

しかし、法的根拠もない滞納整理機構に滞納処理を依頼することも引き続き行い、預貯金や給与、生命保険の差し押さえを行っております。もっと親身に相談に乗り、生活実態を把握して、分割納付や減免措置を活用していくべきだと思います。税の減免を受けた人は、他市町村に比べても低い状況は変わらず、地方税の滞納処分の執行を停止することができるのに、1件も行っておりません。もっと活用していくべきだと思います。

多額の予算をつぎ込んでいるクオアルト事業は、町としては将来的な医療

費の抑制、町外から人を呼び込めるようにしたいと力を入れてきましたが、まだまだ不十分のまま推移しております。

昨年も猛暑続きで、熱中症にかかった人も多く、学校教室へのエアコン設置に有利な国の補助金制度があったにもかかわらずそれを見送り、学習環境を整える上でも不十分な対応となってきました。

よって、平成30年度一般会計決算には反対であります。

以上です。

議長（金子芳継）

ほかに討論ありませんか。6番、清水議員。

6番（清水欣也）

私は、先日の一般質問でも申し上げたとおり、この一般会計決算の認定をすることについては、反対をいたします。

その理由は、これから5つ申し上げます。

その理由の一つですが、地方創生推進事業補助金、つまりふるるんに対する補助金でございますけれども、国の交付金も同じふるるんが拠点施設として位置づけているふるさと資源情報センターにおいて運営管理され、事業展開することが、この交付金も補助金もその前提になっているわけでありませぬ。そういう目的でつくられた施設ですから。商工観光課長も昨日、センターはふるるん専用を想定した施設だと答弁をしております。

それが、ふるるんが当該センターから撤退することになったんですから、当然に当初の事業目的が達成し得ない部分が生じてくることになるのであって、その分は当然返還しなければならないじゃないですか。そういう論拠であります。

それから、2つ目は、ふるるんがセンターを撤退したのは、ふるるんができる道を選択したから抜けたんだと。町もそれを認めたんだと、こういうふうに説明しております。

しかし、そう言いながら、町はこの国の交付金の申請に当たって、国に対して、ふるるんが拠点施設にしているセンターには住民交流施設があって、そこで自主財源が確保できるからふるるんはここで自立できるんだと、そういうふうに国に申し立てしているんです。全く当局の言う説明と真逆の弁解をしているわけです。ダブルスタンダードも甚だしいと言わなければならない。

皆さんも御存じのとおり、この交付金はふるるんが自立できること、これが交付の条件になっております。かつて全員協議会でもそれが説明されたはずであります。そして、国はその自立ができる根拠を求めております。それに対して、町は自主財源も確保できるし、平成30年度には自立ができると、そういうふうに国に対して申し立てをしているのであります。それが、ここにいれば自立ができないというのですから、もはや交付金や補助金交付の前提条件が崩れただけではなくて、センターそのものの存立の意義がなくなったという、そういうことでございます。地域住民の要請を押しつけてま



であるところにつくられた加工所も同じような内容の性格を、経過をたどってあそこにてできているわけです。

3つ目は、センターを拠点施設としてこの事業展開を補助の条件としていながら、その要件に反して、拠点から抜けるんです。その抜けたときの移転経費、それから抜けた後の維持管理費まで補助するという事は、あり得ますか。センターにいるから補助するのであって、少なくとも移転経費は返還させるのでなければおかしいと、そういうふうに思います。

4つ目は、この補助金の申請から事業の実施、それから補助金の支出、実績報告書の作成まで、ふるるんの職員ではなくて、実質町の職員が行っているんです。この補助金に対する担当関与が全くないんです。どういうことなんでしょうか。

それから、5つ目であります。提出された実績報告書は、担当課によって一切精査されておりません。報告書を受け取るだけであります。

このような筋の通らないやり方、それからいい加減な公金処理に基づく決算は、とても認めるわけにはいきません。よって、反対をいたします。

議 長 ( 金子芳継 )

ほかに、賛成討論はありませんか。

( なしの声あり )

議 長 ( 金子芳継 )

討論ないものと認め、討論を終わります。

認定第1号「平成30年度三種町一般会計歳入歳出決算の認定について」を採決いたします。

この表決は起立によって行います。

なお、起立しない場合は反対とみなします。

本件の委員長報告は認定であります。

本件を委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

( 賛成者起立 )

議 長 ( 金子芳継 )

着席してください。

起立多数です。よって、認定第1号は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

日程第15. 認定第2号「平成30年度三種町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。3番、伊藤議員。

3番 ( 伊藤千作 )

平成30年度国民健康保険特別会計決算について。

国保加入者は農家や年金生活者など所得が余り多くない方々であり、その負担軽減を考えるべきであります。国民健康保険会計の黒字化や2億円以上の基金積み立てなどを活用すれば国民健康保険税の引き下げが可能であったにもかかわらず、加入者への負担軽減は行わず、高すぎる保険料で、払いた

くても払えない方々からは保険証の取り上げを行い、資格証明書の発行は県全体でも高い割合となっております。減免制度も不十分なまま推移してきております。

国民健康保険法第1条で定めている社会保障及び国民保険の向上に寄与する方向に向けて国保事業を運営していくべきであります。よって、平成30年度国民健康保険特別会計決算には反対であります。

以上です。

議 長 ( 金子芳継 )

ほかに討論ありませんか。

( なしの声あり )

議 長 ( 金子芳継 )

討論ないものと認め、討論を終わります。

認定第2号「平成30年度三種町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について」を採決いたします。

この表決は起立によって行います。

なお、起立しない場合は反対とみなします。

本件の委員長報告は認定であります。

本件を委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

( 賛成者起立 )

議 長 ( 金子芳継 )

座ってください。

起立多数であります。よって、認定第2号は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

日程第16. 認定第3号「平成30年度三種町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

( なしの声あり )

議 長 ( 金子芳継 )

討論ないものと認め、討論を終わります。

認定第3号「平成30年度三種町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」を採決いたします。

本件の委員長報告は認定であります。

本件を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

( なしの声あり )

議 長 ( 金子芳継 )

ご異議ないものと認めます。よって、認定第3号は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

日程第17. 認定第4号「平成30年度三種町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

( なしの声あり )

議 長 ( 金子芳継 )

討論ないものと認め、討論を終わります。

認定第4号「平成30年度三種町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を採決いたします。

本件の委員長報告は認定であります。

本件を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

( なしの声あり )

議 長 ( 金子芳継 )

ご異議ないものと認めます。よって、認定第4号は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

日程第18. 認定第5号「平成30年度三種町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

( なしの声あり )

議 長 ( 金子芳継 )

討論ないものと認め、討論を終わります。

認定第5号「平成30年度三種町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を採決いたします。

本件の委員長報告は認定であります。

本件を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

( なしの声あり )

議 長 ( 金子芳継 )

ご異議ないものと認めます。よって、認定第5号は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

日程第19. 認定第6号「平成30年度三種町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

( なしの声あり )

議 長 ( 金子芳継 )

討論ないものと認め、討論を終わります。

認定第6号「平成30年度三種町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について」を採決いたします。

本件の委員長報告は認定であります。

本件を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

( なしの声あり )

議 長 ( 金子芳継 )

ご異議ないものと認めます。よって、認定第6号は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

日程第20. 認定第7号「平成30年度三種町介護サービス事業勘定特別

会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

( なしの声あり )

議 長 ( 金子芳継 )

討論ないものと認め、討論を終わります。

認定第7号「平成30年度三種町介護サービス事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について」を採決いたします。

本件の委員長報告は認定であります。

本件を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

( なしの声あり )

議 長 ( 金子芳継 )

ご異議ないものと認めます。よって、認定第7号は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

日程第21. 認定第8号「平成30年度三種町衛生処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

( なしの声あり )

議 長 ( 金子芳継 )

討論ないものと認め、討論を終わります。

認定第8号「平成30年度三種町衛生処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を採決いたします。

本件の委員長報告は認定であります。

本件を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

( なしの声あり )

議 長 ( 金子芳継 )

ご異議ないものと認めます。よって、認定第8号は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

日程第22. 認定第9号「平成30年度三種町温泉事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

( なしの声あり )

議 長 ( 金子芳継 )

討論ないものと認め、討論を終わります。

認定第9号「平成30年度三種町温泉事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を採決いたします。

本案の委員長報告は認定であります。

本件を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

( なしの声あり )

議 長 ( 金子芳継 )

ご異議ないものと認めます。よって、認定第9号は委員長報告のとおり認

定することに決定いたしました。

日程第23. 認定第10号「平成30年度三種町水道事業会計決算の認定について」を議題といたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

( なしの声あり )

議長 ( 金子芳継 )

討論ないものと認め、討論を終わります。

認定第10号「平成30年度三種町水道事業会計決算の認定について」を採決いたします。

本案の委員長報告は認定であります。

本件を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

( なしの声あり )

議長 ( 金子芳継 )

ご異議ないものと認めます。よって、認定第10号は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

日程第24. 陳情第6号「新たな過疎対策法の制定に関する意見書の提出について」を議題といたします。

総務委員会より審査報告を求めます。総務常任委員長。

総務常任 ( 工藤秀明 )

委員長 総務常任委員会に付託されました陳情につきましては、9月3日に審査を行いましたので、その結果をご報告いたします。

陳情第6号「新たな過疎対策法の制定に関する意見書の提出について」につきましては、願意等妥当であると判断し、採択すべきものと決定いたしました。

なお、関係行政庁に提出する意見書につきましては、報告書に添付のとおりといたします。

以上で陳情審査報告を終わります。

議長 ( 金子芳継 )

ただいまの報告に対しまして、質疑を行います。質疑はありませんか。14番、安藤議員。

14番 ( 安藤賢藏 )

今定例会には、総務常任委員会に陳情の7号が付託されております。そのことに関して動議を提出したいと思いますが、よろしいでしょうか。

議長 ( 金子芳継 )

安藤議員、これは6号の審査が終わってから、7号のときにやってください。これ今6号、(「7号やるんですか」の声あり) 7号、継続審査の報告のときにやってください。(「はい」の声あり)

ただいま陳情第6号に対しての質疑を行います。質疑はありませんか。

( なしの声あり )

議長 ( 金子芳継 )

自席に戻ってください。

質疑ないものと認め、質疑を終わります。

審査報告を終わります。

日程第25. 閉会中の継続調査及び審査の件を議題といたします。

各委員長から、委員会において調査中または審査中の事件について、会議規則第74条の規定によって、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続調査及び審査の申し出がありました。

お諮りいたします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査及び審査とすることにご異議ございませんか。14番。

14番 ( 安藤賢藏 )

総務常任委員会から継続審査となったイージス・アショアの件については、これは2年以上前からの調査によって、県民の重大な関心事でもありませんし、静粛にお願いします。この議題に対して討論いたします。

議長 ( 金子芳継 )

安藤議員、ちょっと動議、ちょっと着席してください。まだ、「継続審査に対する動議ですよ、受けつけていないんですか」の声あり) 整理しますので、ちょっと休憩してください。

午前11時15分 休憩

-----  
午前11時16分 再開

議長 ( 金子芳継 )

会議を再開いたします。

日程第24の陳情第6号に対しての討論はありませんか。

( なしの声あり )

議長 ( 金子芳継 )

討論ないものと認め、討論を終わります。

それでは、陳情第6号「新たな過疎対策法の制定に関する意見書の提出について」を採決いたします。

本件の委員長報告は採択であります。

本件を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

( 異議なしの声あり )

議長 ( 金子芳継 )

ご異議ないものと認めます。よって、陳情第6号は委員長報告のとおり採択することに決定しました。

なお、意見書については報告書に添付のとおり提出いたします。

それでは日程第25. 閉会中の継続調査及び審査の件を議題といたします。

お諮りいたします。

委員長から申し出のとおり、（「委員会」の声あり）委員会。（「先ほどの件にいてください」の声あり）先ほどの件、14番、どうぞ発言してください。動議でしょう。（「質疑が終わってるから質疑さ」の声あり）動議出るから質疑に行くことができないんですよ。（「継続調査終わってからでいいんじゃないですか。議会運営委員長、議長」の声あり）はい、どうぞ。

14番。

14番 （ 安藤賢藏 ）

イービス・アショアの継続審査に対しては、大変県民を巻き込んだ重要な事案でありますし、本町とまた能代市、八峰、藤里、上小阿仁、五城目、大潟村、いずれも継続としないで採択をしております。本議会開会中に定例会において再度委員会を開催し結論を出すべきということで、動議を提出いたします。

議長 （ 金子芳継 ）

ただいま安藤議員より動議の提出がありました。動議に賛成の方の挙手をお願いします。（「動議なんか認められない」「挙手」の声あり）これは認められます。

じゃあ、今安藤議員、動議に対しての賛成の方の挙手。

（ 賛成者挙手 ）

議長 （ 金子芳継 ）

ただいま安藤議員、それから清水議員、加藤議員より総務常任委員会に付託されました審査、陳情第7号については、9月13日、きょう審査を終了するよう期限をつけることの動議が提出されました。

この動議は2人以上の賛成者でありますので、成立しました。

この動議を日程に追加し、追加日程として議題にすることにご異議ございませんか。

（ 異議なしの声あり ）

議長 （ 金子芳継 ）

ご異議なしと認めます。この動議を日程に追加し、追加日程第1号として議題とすることに決定いたしました。

陳情第7号の動議を議題として採決いたします。

この採決は起立によって行います。

この動議に賛成の方は起立願います。

（ 賛成者起立 ）

議長 （ 金子芳継 ）

座ってください。

起立少数でございます。したがって総務常任委員会で審査中の陳情第7号について、9月13日までに審査を終了するよう期限をつけることの動議は否決されました。

再度お諮りいたします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査及び審査とすることにご異議ございませんか。

( 異議なしの声あり )

**議 長 ( 金子芳継 )**

ご異議ないものと認めます。よって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査及び審査とすることに決定いたしました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日の会議を閉じます。

これをもって、令和元年9月三種町議会定例会を閉会いたします。

---

午前11時22分 閉 会



上記会議の次第を記載し、その相違ないことを証明するためにここに署名する。

三種町議会議長      金 子 芳 継

三種町議会議員      加 藤 彦次郎

三種町議会議員      後 藤 栄美子